

2 令和6年中に子どもが生まれ、扶養親族が増加した

令和5年12月31日時点の扶養状況



令和6年分所得税額(見込み)	40,000
所得税定額減税可能額	60,000
減税しきれない額(①)	20,000

令和6年度住民税所得割額	50,000
住民税定額減税可能額	20,000
減税しきれない額(②)	0

令和6年度調整給付額(① + ②)	20,000
↓1万円単位で切り上げ	
令和6年度調整給付額(③)	<u>20,000</u>

所得税定額減税可能額 = (本人 + 扶養親族数) × 3万円
住民税定額減税可能額 = (本人 + 扶養親族数) × 1万円

※令和6年度個人住民税の扶養親族等の数は、令和5年12月31日時点の扶養状況によって判断するため、個人住民税の定額減税可能額は変動しません



令和6年12月31日時点の扶養状況



令和6年分所得税額(実績)	40,000
所得税定額減税可能額	90,000
減税しきれない額(④)	50,000

令和6年度住民税所得割額	50,000
住民税定額減税可能額	20,000
減税しきれない額(⑤)	0

本来給付すべき額(④ + ⑤)	50,000
↓1万円単位で切り上げ	
本来給付すべき額(⑥)	<u>50,000</u>

差額(⑥ - ③)の3万円を
不足額として給付